

令和7年度下吉田第一小学校「いじめ防止基本方針」(平成31年3月改訂)

1 いじめ防止に関する基本理念

全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることをねらいとしていじめの防止等の対策を行う。また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。さらに、市教育委員会をはじめ、家庭、地域、その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することに努める。

2 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

本校では、学校教育目標である「明るく心豊かな子ども」の育成をめざし、全ての職員が「いじめは、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校児童が、いじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

「いじめ」とは、「当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行う。

いじめの未然防止・早期対応のために次の点に特に留意する。

- ①いじめを許さない、見過ごさない教職員の姿勢を示し、その雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を育み、他への思いやりと社会性を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のため、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、必要に応じて学校内だけでなく関係機関や専門家と連携して解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事前防止、事後指導にあたる。

3 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己肯定感・自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を重視する。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をするのもいじめに加担することにつながることを知らしめる。

また、ネットいじめ等を防止するための情報の収集や教職員の研修の充実を図るとともに、保護者にも学習の場を設けるなど、その啓発につとめる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

- ①いじめゼロを目指した児童会活動を推進する。
- ②関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、周囲に応えようとする心情を高める体験活動を推進する。
- ③学校行事や縦割り活動での異学年交流等、集団活動の充実を図り、心と心の連携を図る。

(2) 自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

①学級経営の充実

- ・児童アンケートや Web-QU の検査結果を生かして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

- ・分かる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- ・教師の声かけ、児童同士の相互理解を進め、温かい学級集団づくりに務める。
- ・障害のある児童等、特に配慮が必要な児童への組織的な指導を行う。

②道徳教育の充実

- ・「特別の教科 道徳」の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- ・全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

③特別活動の充実

- ・縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。
- ・係活動や委員会活動、クラブ活動等において、自分の役割を果たし、達成感を味わえるようにする。自己有用感を高められるように努める。

(3) いじめ防止対策にかかわる研修・学習の場の充実

①教職員の積極的な研修等への参加

研修等に参加し、教職員の児童理解、情報モラルに関する指導の力量の向上を図る。

②保護者へのいじめ防止に関する意識の啓発

PTAを対象とした学習会や懇談等の機会を活用し、児童の携帯電話等の利用の在り方やインターネット、SNSの危険性やリスクに関する情報を提供し、いじめ防止につなげる。

③情報モラル教育の充実

インターネット上のいじめが、重大な人権侵害に当たることを十分理解させる。そのために、日常から情報モラル教育を年間指導計画に位置づけ、指導の充実を図る。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のための手立て

①全教職員での児童の観察

「いじめはどの学級、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識を共有し、全ての教職員が児童の様子を見守り、児童の小さな変化を見逃さない姿勢で日常的な観察を丁寧に行う。また、おかしいと感じた児童がいる場合には生徒指導委員会等の場において情報を共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。けんかやふざけ合いについても、背後にある事情を調査する。

②定期的な実態調査

「学校生活に関するアンケート」を年2回行い、児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。(必要に応じて回数を増やす場合もある)

※アンケートの取組手順

- 「学校生活に関するアンケート」を実施する。
- 肯定以外の数値に○が付いていたものは、担任が聞き取り、指導を入れる。
- 重篤な事案(解決済みも含めて)は、生徒指導主任へ報告を上げる。
全職員で共通理解の上、組織的な対応を取る。

③相談体制の充実

全教職員が、全校児童の担任であるという意識を持ち、教育相談活動の充実を図る。具体的には、養護教諭を中心とした「心の相談室」を設け、教育相談活動を充実させる。児童の様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、早期発見を図る。

(2) いじめの早期解決の対応

- ア. いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- イ. 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ウ. 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- エ. 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- オ. いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭との十分な連携やスクールカウンセラーの派遣を求め、児童の心のケアにあたる。
- カ. いじめが解消すると判断するためには、「いじめに係る行為が、3ヶ月以上止んでいること」「被害者が心身の苦痛を感じていない」という2要件が満たされていることとする。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ア. 家庭との連携を密にし、学校側の取組についての情報を伝えとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。
- イ. 学校や家庭にはなかなか話することができないような状況であれば、「24 時間子ども SOS ダイアル（旧 24 時間いじめ相談ダイヤル）」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 校内組織

①「生徒指導委員会」

月1回全教職員（職員会議）で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。また、年4回の校内支援委員会にて、生徒指導事案の報告及び対策会議を行う。

②「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主任、養護教諭、当該学級担任による、いじめ防止対策委員会を設置する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織（重大事案対応）

重大かつ緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。教頭は校長に報告し、校長の指示により迅速に対応・支援体制をつくり対処する。また、状況によってはいじめ防止対策委員会を中心に、市教委職員、スクールカウンセラー等を含む「特別生徒指導委員会」を開催し、調査を含めた迅速な対応を行う。

- ①いじめと疑われる事案を認知した場合、担任が中心となって、速やかに情報収集に努める。
- ②担任・生徒指導担当・教務主任・教頭・校長で、情報を共有し、確認する。
- ③重大事態があったと判断した場合、事実確認・事態への対処・再発防止の取組を行う。
- ④十分な調査をして、事態への対処を行った後に、被害者児童・保護者に連絡・対応をする。
- ⑤いじめがあった集団への指導を行う。
- ⑥富士吉田市 教育委員会に結果を報告する。
- ⑦犯罪行為があった場合は、所轄する警察署に連絡し、援助を要請する。

6 その他の留意事項

(1) 校務の効率化の推進

校務の効率化を図り、児童と向き合う時間の確保に努める。

(2) 保護者・地域との連携の推進

学校便りなどを有効に活用し、日頃から情報の発信を心掛ける。また、児童民生委員や自治会役員との連携を図り、地域の会合等の機会とらえ、児童に関する情報を収集しやすい環境を整える。

(3) 学校評価の活用

学校評価に関して行っている児童アンケートや保護者アンケートについてもいじめの未然防止や早期発見につながるような視点で活用する。

(4) 2025年度スクールカウンセラーについて

スクールカウンセラー 谷 由紀子 先生

7 いじめ防止指導計画

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組む。年度当初に年間計画を確認し、組織体制を整える。

いじめ防止指導計画

月	教職員の活動 ※（ ）内は日にち	児童の活動	保護者への活動
4	○一人ひとりを大切にする教育について ○いじめ防止基本方針についての共通理解 ○児童に対する情報交換 【職員会議】(16)	○学級開き・学級ルールづくり 【学級活動】	○教育活動の様子について説明 【新旧PTA役員会】 ○保護者との情報交換【個別懇談】
5	Web-QU検査①(12) ○児童に対する情報交換 【職員会議】(14)	○行事を通した人間関係づくり 【修学旅行・遠足】	○一人ひとりを大切にする教育の説明 【PTA総会】【P学年懇談会】
6	○学校生活に関するアンケート①実施 ○Q-U研修会 ○児童に対する情報交換 【職員会議】(11)	○行事を通した人間関係づくり 【縦割り活動・林間学校・遠足】	○教育活動の様子について説明 【第1回PTA役員会】 ○保護者との情報交換【P学年懇談会】
7	○児童に対する情報交換 【職員会議】(9)	○行事を通した人間関係づくり 【縦割り活動】	
8	○児童に対する情報交換 【職員会議】(19)		
9	○児童に対する情報交換 【職員会議】(10)	○行事を通した人間関係づくり 【運動会】	○教育活動の様子について説明 【第2回PTA役員会】
10	Web-QU検査②(20) ○児童に対する情報交換 【職員会議】(8)	○行事を通した人間関係づくり 【遠足】【ふれあい集会】	

いじめ防止基本方針

11	○学校生活に関するアンケート②実施 ○児童に対する情報交換 【職員会議】(5) ○Q-U研修会	○学校評価(児童)アンケート実施 ○行事を通じた人間関係づくり 【立会演説会】	○保護者との情報交換【個別懇談】
12	○児童に対する情報交換 【職員会議】(10)	○行事を通じた人間関係づくり 【スケート教室】	○学校評価(保護者)アンケート実施 ○児童アンケートについて 【第3回PTA役員会】
1	○児童に対する情報交換 【職員会議】(21)	○行事を通じた人間関係づくり 【スキー教室】	
2	○児童に対する情報交換 【職員会議】(18)	○行事を通じた人間関係づくり 【6年生を送る会】	○保護者との情報交換【P学年懇談会】 ○学校評価について【第4回PTA役員会】
3	○児童に対する情報交換 【職員会議】(4)	○行事を通じた人間関係づくり 【卒業式】	